

ご相談ください オンブズマン制度

市政に関する苦情をオンブズマンが、公平かつ中立的な立場で、簡易迅速に処理することにより、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する市民の理解と信頼を高めることを目的とした制度です。



オンブズマンから市民の皆さんへ

市民と行政の橋渡し役

現在、全国26の自治体で公的オンブズマンが設置されていますが、本市の苦情申立件数は他と比べても多く、皆さまの市政への関心の高さだと感じております。苦情申立てによる調査は、市に問題点を認識させ、市政改善の契機となります。今後も、市民の権利と利益の保護を念頭に、市政改善および市政に対する市民の信頼確保のため、お役に立てるよう努めてまいります。



齊藤 修(弁護士)
(平成29年11月就任)

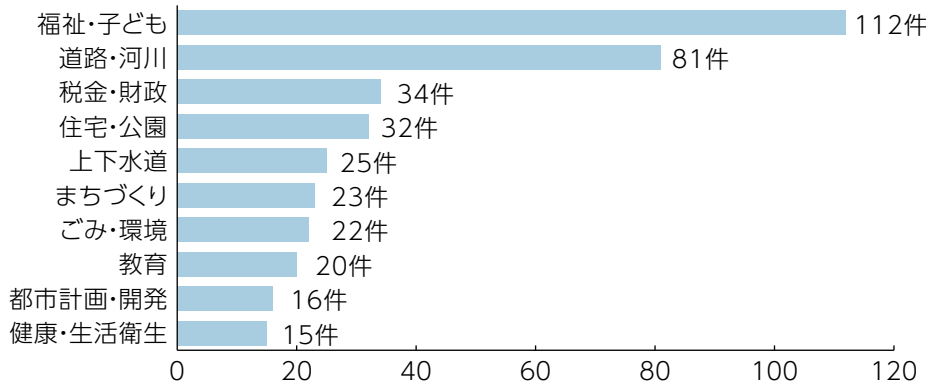


原田 信輔(弁護士)
(令和元年11月就任)

熊本市オンブズマンの委嘱を受け、就任した原田です。オンブズマンについては、政治学の基礎講座で学び、当時、魅力的な制度として認識した記憶があり、このたびのオンブズマン就任には何か不思議なつながりを感じているところです。今後は、市のオンブズマン制度が適正に機能し、市政に対する市民の皆さまの信頼が得られるよう尽力する所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

平成23年11月に運用を開始して以来、平成31年(2019年)3月までに受け付けた苦情申立件数は545件でした。

分野別グラフ 主な分野



苦情申立ての趣旨に沿ったもの(一部趣旨扱い含む)	149	27.3%
市の業務に不備がなかったもの	227	41.6%
調査対象とならなかったもの	81	14.9%
調査を中止したもの	12	2.2%
取り下げられたもの	56	10.3%
平成31年度に繰り越して調査継続したもの	20	3.7%
合計	545	100%

オンブズマン制度による苦情申立てについて

市の仕事と、その仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日から原則として1年以内の苦情が対象となります。

オンブズマンが苦情の内容を審査し、担当部署の調査を行います。調査の結果を踏まえて、オンブズマンが一定の判断をし、その内容を申立人、市の双方に文書で通知します。

苦情申立ての方法

苦情申立書は、窓口受付または郵送(〒860-8601 オンブズマン事務局)、ファクス(096-324-4003)、市ホームページのフォームメールで提出ください。

苦情申立ての後、後日オンブズマンと面談ができます。

(オンブズマン事務局 ☎096-328-2916)

「復旧復興、そしてその先の未来へ」 向けて、イベントを開催!

どなたでも参加できます!
熊本のこれからについて、いっしょに考えましょう!

熊本市制130周年記念まちづくりシンポジウム[第2弾] 「世界一訪れたい熊本のつくりかた」

日時 11月17日(日) 午後1時半~3時半
場所 熊本県医師会館2階大ホール
(中央区花畑町1番13号)

定員 250人(先着順)

内容 ①基調講演(50分程度)
講師 デービッド・アトキンソンさん
(株)小西美術工藝社社長

②トークセッション(60分程度)

出演者 デービッド・アトキンソンさん、大西市長
コーディネーター 小林 寛子さん(東海大学教授)



市長とドンドン語ろう! 総合計画編 「訪れてみたいまちづくり」

日時 11月24日(日) 午前10時~正午
場所 熊本城ホール 大会議室A1

定員 200人(先着順)

内容 「訪れてみたいまちづくり」をテーマとした市長との意見交換
その他 ※託児・手話通訳・要約筆記が必要な方は、申込時(開催日の1週間前まで)に伝えてください。



申込 [シンポジウム・ドンドン語ろう共通]
11月5日から各開催日の3日前までに氏名、電話番号、人数、イベント名を電話(☎096-334-1500)またはホームページ(higomaru-call.jp)でひごまるコールへ

(政策企画課 ☎096-328-2035)

熊本市プレミアム付商品券 申請・使用について

■市民税非課税の方:申請書受付期限を延長しました

平成31年度(2019年度)市民税非課税と思われる方には、7月下旬以降に申請書を送付しています。購入を希望される方で申請がお済みでない方は、申請書を同封の返信用封筒にて郵送ください。

[受付期限] ~来年1月31日(消印有効)

■他市町村の購入引換券をお持ちの方(転入者の方):

熊本市の購入引換券と交換できます

他市町村で発行された購入引換券も熊本市のものと同様に交換し、商品券を購入することができます。

申込 下記コールセンターへ電話、または直接市庁舎8階商業金融課へ

プレミアム付き商品券とは…

消費税率の引上げに伴う家計の負担緩和や地域の消費下支えのために販売される、25%お得に買い物ができる「商品券」です。購入対象になりうる方へは、申請書(市民税非課税と思われる方)または商品券購入引換券(子育て世帯の方)を送付しています。いずれかが届いた方で、購入を希望する方は期限までに申請・引換を行ってください。

対象の方一人あたり

2.5万円分の商品券を2万円で購入可能

5,000円分商品券 5,000円分商品券
5,000円分上乗せ=25%もお得

- 5,000円単位での分割購入も可能です。
- 1枚当たりの額面は日々のお買い物で使いやすいよう小口になっています。

購入対象:平成31年度(2019年度)市民税非課税の方(一部除く)、3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯の方

[引換券交換期間] 10月1日~来年1月31日

[商品券購入期間] 10月1日~来年2月29日

[商品券使用期間] 10月1日~来年3月31日



商品券引換所・商品券が使える店舗など詳しくは、専用ホームページへ問い合わせ先 熊本市プレミアム付商品券コールセンターフリーダイヤル☎0120-334-508 午前9時~午後5時(土日祝を除く)

(商業金融課 ☎096-328-2424)